

熊本市立植木病院内視鏡洗浄消毒装置 一式
仕様書

1 品 名

熊本市立植木病院内視鏡洗浄消毒装置 一式

※構成 別紙のとおり

2 目 的

熊本市立植木病院で使用する内視鏡洗浄消毒装置の購入を行うとともに、機器設置に伴う給排水改修作業を行うもの。

3 納品期限

契約の日から60日以内

4 納品場所

熊本市北区植木町岩野 285 番地 29 熊本市立植木病院

5 経費の負担について

購入費には下記の経費を含むものとする。

- (1) 搬入、設置及び機器の初期設定
- (2) 機器設置に伴う給排水改修作業
- (3) 既存の内視鏡洗浄装置の廃棄処分
- (4) 関係職員への操作講習
- (5) 職員の操作習得にかかる作業等への立会い

6 その他

- (1) 個人情報の保護については、業務上知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。
- (2) 業務の遂行において、本仕様書について疑義が生じた場合は、関係法令にしたがい、その都度発注者及び納入者が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

(別紙) 機器構成

品名	規格等	数量
内視鏡洗浄消毒装置	オリンパス製 OER - 3	1 台
機器設置に伴う給排水改修作業		1 式
(内訳)		
洗濯機用水栓	15A 緊急止水弁付き	1 台
給水栓プラグ	25A	1 個
防臭ゴム	50-25	1 個
硬化ポリ塩化ビニル管	VP-50A	1 m
同上継手類		1 式
雑材消耗品		1 式
配管労務費		1 式
汚物流し撤去費	(処分費含む)	1 式
ハツリ補修費		1 式
現場調査費		1 式
車両経費		1 式
諸経費		1 式
※設置案 (参考資料参照)		

別紙2（性能、機能に関する要件）

1 内視鏡洗浄消毒装置について、以下の要件を満たしていること。

(1) 本体について、以下の要件を満たしていること。

- ア オリンパス社製 軟性内視鏡の洗浄・消毒が可能であり、オリンパス社製 軟性内視鏡との洗浄消毒のバリデーションが確認されていること。
- イ 軟性内視鏡を2本同時に洗浄消毒処理が行えること。

(2) 内視鏡洗浄消毒装置の設置について、以下の要件を満たしていること。

- ア 外形寸法（W×D×H）：450mm×765mm×955mm
- イ 質量：120kg（乾燥状態）以下
- ウ 電源条件：AC100V、50/60Hz 共用、7A
- エ 給水条件：17L/min 以上、0.1MPa 以上0.5MPa 以下
- オ 排水条件：床排水

(3) 使用する薬剤について、以下の要件を満たしていること。

- ア 洗浄液：アルカリ洗剤を使用すること。
- イ 消毒液：過酢酸製剤を使用すること。
- ウ 洗浄消毒時間について、以下の要件を満たしていること。
 - (ア) 洗浄時間設定：1～10分（1分毎）に設定変更が可能であること。
 - (イ) 消毒時間設定：5分および10分に設定変更が可能であること。

(4) 洗浄性能について、以下の要件を満たしていること。

- ア 超音波洗浄機能を有しており、アルカリ洗剤と組み合わせて使用することで軟性内視の表面に付着した細かな汚れを除去することができ、またスコープの管路耐性を考慮した高圧高流量洗浄が可能であること。

(5) 操作性について、以下の要件を満たしていること。

- ア カセット式消毒剤の採用、洗剤自動投入、アルコールフラッシュまでの連続工程等、作業者の操作性が簡易化されていること。

(6) 洗浄履歴管理について、以下の要件を満たしていること。

- ア RFID読み取り部より指定のRFID方式ICチップから非接触で内視鏡や操作者のID情報を認識することができ、内臓のプリンターより装置の洗浄履歴（洗浄消毒工程の動作記録、設定内容、装置固体ナンバー等）及び認識した内視鏡と操作者のID情報をプリントアウトできること。

以上、搬入、据付、配線、配管、調節等を含む

2 機器の補償期間における保守体制について以下の要件を満たすこと。

- (1) 平日（月～金曜日、祭日を除く）9:00～17:00 の受付・対応が可能なこと。
- (2) 24時間365日障害発生時には、緊急コールセンターを通して対応が可能であること。

- (3) 通常の使用で発生した故障の修理および定期点検を実施できる保守体制があること。
- (4) 納入検査確認後1年間は、通常の使用により故障した場合の無償修理に応じること。
- (5) 納入物品は、納入後においても稼働に必要な消耗品および故障時における交換部品の安定した供給が確保されていること。

3 その他、以下の要件を満たすこと

- (1) 操作手順書、使用マニュアルはすべて3部用意すること。
- (2) 設置、稼働に際し、担当者への教育訓練を行なうこと。